

令和 4 年度
巨理町指定介護サービス事業者等
集団指導資料

巨理町長寿介護課

目次

表紙	1P
目次	2P
指導の目的、方針、種類	3P
各種報告、届出について	7P
新型コロナウイルス感染症、事故報告書について	10P
巨理町における事故発生データ	15P
非常災害対策について	18P
業務管理体制の整備について	20P
高齢者虐待防止について	21P
令和3年介護報酬改定にかかる変更事項について	23P
重要事項説明書の第三者評価記載について	24P
質問票	25P
受講確認書	26P

<指導の目的、方針、種類>

【指導の目的】

介護保険法第一条には、その目的として介護等が必要な人の「尊厳の保持」及び「自立した日常生活の支援」が謳われており、介護保険制度に基づく実際のサービスの担い手である介護保険施設等は、利用者に対し、これらの目的を果たすよう適切にサービスを行わなくてはなりません

介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬の正しい請求、サービスの質の確保、保険給付の適正化が果たされなければなりません。

介護保険施設等には法令等遵守のための業務管理体制を構築する義務があり、自ら法令等を遵守する責任があります。

介護保険施設等に対する指導については、適正な制度運用を図る観点から極めて重要であり、その実施に当たっては、介護保険施設等に対する支援として行うことを基本としておりますが、近年、特にその実施方法の標準化や効率的な実施が求められています。変化していく介護保険制度について常に最新の制度を把握することにより適切な介護保険サービスの提供を図ることを目的としています。

【指導の方針、方法】

国において、実地指導における標準化・効率化に資する取り組み等を推進する観点から、「介護保険施設等の指導監督について」（令和4年3月31日付厚生労働省老健局長通知）が発出され、その中で新たに「介護保険施設等指導指針」及び「介護保険施設等監査指針」が定められたところです。それに伴い、運営基準の適合性や介護報酬請求の適正化等を実地にて確認する「実地指導」については、令和4年度から「運営指導」という名称に変更となりました。町内介護サービス事業者等に対し、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に、介護給付等対象サービスの質の確保及び介護報酬の適正化を図るため、指導監督を行うものとします。

また、全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大し、自然災害も多発していることから、利用者の安全確保や感染症対策への徹底が一層求められています。

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、令和2年度から令和3年度については運営指導の実施を見合わせていたところですが、令和4年度については感染状況を注視しながら、運営指導を再開する予定としています。

【運営指導についての基本方針】

運営指導は、利用者一人ひとりが受けた個別のサービスの質及びサービス提供の基礎である施設設備を確認する「介護サービスの実施状況指導」、人員及び運営の基準に規定する運営体制を確認する「最低基準等運営体制指導」、加算等の介護報酬請求の適正実施の確保のために行う「報酬請求指導」の3種類があり、国が定める確認項目及び確認文書、各種加算等点検シート、各種加算・減算適用要件等一覧等に基づき、指導事務担当者による現地訪問を行います。また、口頭質問により、虐待の類型や身体拘束について理解をしているか等を確認します。

【運営指導及び監査の流れについて】

① 運営指導実施通知の送付（町→事業所）

運営指導実施日の約1ヶ月前までに、対象となる事業所に事前通知を行い、資料の提出等を依頼（運営指導の実施日時、準備提出資料等について通知）

② 事前提出資料の作成・提出（事業所→町）

運営指導実施日の約2週間前までに提出

※運営指導対象外の事業所においても、自己点検を実施してください。

③ 運営指導当日

事業所を訪問し、管理者等からのヒアリングや関係書類等の確認を行い、基準違反等が確認された事項については、指導・助言等を通じて改善に取り組んでいただきます。

④ 結果通知の送付（町→事業所）

運営指導日から1ヶ月後を目途に結果通知を送付

⑤ 改善報告書の作成・提出（事業所→町）

運営指導の結果通知にて文書による改善指示があった事業所については、改善状況に関する報告書を作成し、結果通知日から1ヶ月以内を目途に提出していただきます。

⑥ 改善状況の確認・再指導等（町→事業所）

改善報告書を基に、改善状況の確認を実施。不十分な点があった場合には、追加の調査や指導等を実施します。

【監査について】

(1) 監査への変更

運営指導の過程で法令違反や不正等があることが明らかである場合はもとより、その「疑い」がある場合についても、それが事実であるか確認する必要があるため運営指導を中止し監査を実施します。監査に該当する主な状況は以下となります

- ◆介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる（疑いがある）場合。
- ◆介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる（疑いがある）場合。
- ◆不正の手段により指定等を受けていると認められる（疑いがある）場合。
- ◆介護給付等対象サービスの利用者等について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき町が虐待の認定を行った場合、若しくは、高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合。
- ◆その他監査の実施を要すると認められる場合。

(2) 監査の方法

報告、帳簿書類等の物件の提示を求め、関係者の出頭、質問を行うことにより情報を収集するとともに現地立ち入り検査を行い、事実関係を確認します。

<各種報告、届出について>

1. 変更届について

指定を受けた事項に変更が生じた場合は変更後 10 日以内に変更届と変更内容がわかる書類を添付して提出してください。ただし以下の①～③の事項に変更が生じた場合は、年に 1 回 5 月 1 日の状況を 6 月末までに提出してください。前年 5 月 1 日から変更がなければ提出は不要です。

- ①登記事項証明書等
- ②運営規程（人員基準を満たした人員変更のみ）
- ③協力医療機関又は協力歯科医療機関の変更

<変更届に関する留意点>

変更届を提出する際に変更前と変更後において、何がどのように変更されたかの判断がつくように記載を行い、変更事項がわかる書類を添付の上で提出願います。

例えば、運営規程が変更になった際に「変更前：運営規程 変更後：運営規程」のように運営規程のどこがどのように変わったのかわからない届出や、「変更前：介護支援専門 5 名 変更後：介護支援専門員 4 名」等、どの介護支援専門員が退職したのか、休暇に入ったのか等の何がどのように変更されたのかを判断できない届出が提出され、添付書類が足りずに追加で提出を求める事例が目立ちますので提出前にもう一度ご確認願います。

2. 廃止・休止届出について

事業所を廃止・休止する場合は廃止休止日の 1 ヶ月前までに提出をお願いします。なお、廃止・休止する年月日には、事業を行う最終日を記入願います。「現にサービス又は支援を受けている者に対する措置」の欄は必ず記載願います。

3. 介護給付費算定に係る体制等に関する届について

届出が必要な加算について新たに算定する場合や加算の区分を変更する場合、加算を取り下げる場合には給付体制の届出が必要です。給付体制の届出は毎月の締め

日が定められていますのでご注意ください。宮城県や国保連とシステム連携を行っているため、締め日に間に合わなかった加算の届出は翌々月からの算定となりますのでご注意ください。

また給付体制届を提出する際は加算の要件を満たしているか、要件を満たしていることを証明できる根拠資料が添付されているか再度ご確認ください。

なお年度途中で新たに加算を算定したり、加算要件を満たせないために加算を取り下げたりする場合でも必ず給付体制に関する届出書及び体制一覧表をご提出ください。

変更届と給付体制の届出は手順が異なり、給付体制（加算）に係る変更事項は変更届ではないためご注意ください。複数のサービスについて届出を行う場合は、事業所番号が同じであってもサービス毎に届出書を作成してください。また、加算状況の変更を行うために体制届を提出する場合には、変更箇所以外にも現に算定をしている加算の箇所に丸を付していただくようお願いいたします。

令和3年4月より、体制一覧表の様式が変更されています。届出については、新様式でご提出ください。

【給付体制届締め日】

（訪問・通所・居宅介護支援）

毎月15日以前に届出＝翌月から算定

（施設・居住系サービス）

届出が受理された日の翌月から算定（月の初日の場合はその月から算定）

4. 事業所の連絡先を変更した場合の報告について

亘理町では、厚生労働省や宮城県から発信された介護保険に関する情報や照会等について、E-Mailを利用して介護事業所各位へ伝達を行う場合があります。事業所からの各種報告等で文書での回答が必要ない場合、基本的にはE-Mailでの報告としております。事業所のメールアドレスや電話番号等が変更になる場合は、速やかにメール又はFAX等で長寿介護課へご報告願います。また、登録メールアドレスについては可能な限り個人アドレスではなく組織のメールアドレスにて登録願います。

亘理町長寿介護課：fukushi3@town.watari.miyagi.jp

5. 届出様式に町ホームページの案内

届出に関する様式については亙理町ホームページをご覧ください。
各種情報等についても亙理町ホームページにて案内を行うことになるので定期的に確認願います。 <https://www.town.watari.miyagi.jp/>

<p> 介護保険</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 福島第一原発により避難された方へ介護保険料減免のお知らせ▶ 喀痰吸引等第二号研修費助成金のご案内▶ 介護保険料がコンビニで納付できます▶ Web口座振替受付サービスがはじまりました▶ 第8期亙理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました▶ 介護保険制度の概要▶ 介護保険料の算出と納め方 <p>介護保険(事業者向け)</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 令和3年度介護サービス事業者等集団指導▶ ケアプランに厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合について▶ 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算▶ 令和3年4月介護報酬改定について及び加算等の変更について▶ 介護保険施設における事故報告について▶ 単位数サービスコードについて▶ 介護保険の利用手続きについて▶ 亙理町介護サービス事業者の指定・加算届出等について <p>介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定誤りによる追加支給について▶ 介護保険で利用できるサービス▶ 【新型コロナウイルス関連】介護保険料の減免▶ 介護予防・日常生活支援総合事業について	<ul style="list-style-type: none">▶ 国民健康保険▶ 後期高齢者医療制度▶ 福祉▶ 地域包括支援センター▶ 介護保険▶ 健康づくり▶ 国民年金▶ 助成・手当▶ 相談 <p>かんたん検索</p> <p>妊娠・出産 </p>
---	---

・ トップページより「健康・福祉」を選択

<p> 介護保険</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 福島第一原発により避難された方へ介護保険料減免のお知らせ▶ 喀痰吸引等第二号研修費助成金のご案内▶ 介護保険料がコンビニで納付できます▶ Web口座振替受付サービスがはじまりました▶ 第8期亙理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました▶ 介護保険制度の概要▶ 介護保険料の算出と納め方 <p>介護保険(事業者向け)</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 令和3年度介護サービス事業者等集団指導▶ ケアプランに厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合について▶ 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算▶ 令和3年4月介護報酬改定について及び加算等の変更について▶ 介護保険施設における事故報告について▶ 単位数サービスコードについて▶ 介護保険の利用手続きについて▶ 亙理町介護サービス事業者の指定・加算届出等について <p>介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定誤りによる追加支給について▶ 介護保険で利用できるサービス▶ 【新型コロナウイルス関連】介護保険料の減免▶ 介護予防・日常生活支援総合事業について	<ul style="list-style-type: none">▶ 健診・予防接種▶ 国民健康保険▶ 後期高齢者医療制度▶ 福祉▶ 地域包括支援センター▶ 介護保険▶ 健康づくり▶ 国民年金▶ 助成・手当▶ 相談 <p>かんたん検索</p> <p>妊娠・出産 </p>
---	---

・ 介護保険「介護保険（事業者向け）」を選択

<新型コロナウイルス感染症、事故報告書について>

1. 事故報告について

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族、ケアマネジャー等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされており、報告を怠ると義務違反となる可能性があります。過去に発生した事故についても報告漏れ等があった場合は速やかに町までご報告をお願いいたします。

事業所で新型コロナウイルスが発生した際に、保健所には報告をしていたが町には報告をしていなかったというケースがありました。法人によって事故報告に対する意識の差異が見られるため、事故が発生した際には速やかに所定の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、報告が必要な基準としては宮城県が定める事故報告基準を基本としています。

【報告を要する事故】

(1) サービスの提供による利用者のけがや死亡等

けがとは、転倒・転落・体位交換・交通事故等に伴う骨折や裂傷、打撲、火傷等をいいます。医療機関の受診の有無は問いません。原因が明確ではない事故や、事業者側の責任や過失の有無は問わず報告の対象となります。

また、前記以外でも家族等に連絡の必要があると判断するものは、町にも報告をしてください。

(2) ※感染症、食中毒及び結核

感染症等については町ホームページの「感染症等発生報告書様式」にてご報告願います。

介護事業所において新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、その時点でわかる範囲で結構ですので、情報を整理した上で互理町長寿介護課へお電話願います。

(3) 従業員の法令等違反、不祥事等

従業員の法令違反とは、虐待、預かり金の横領・紛失、書類紛失、送迎時の交通事故等が含まれ、怪我がなくても報告の対象となります。送迎時の交通事故について、利用者を乗せた状態での交通事故を町に報告せず、近隣住民の情

報提供にて事故が発覚したというケースがありました。信用を失墜する行為となりますので充分にご注意ください。また、他地域においては道路交通法違反やマナー違反等により多量の苦情が寄せられているケースもあります。介護事業所は地域から常に注目される立場ということを考えて上での法令遵守、交通マナーの徹底をお願いします。

(4) その他、管理者等が報告の必要を認めた場合

離設、異食、誤嚥、誤薬、溺水など受傷・過失の有無等に関わらず、苦情通報・訴訟・トラブル等が想定される事案等。判断に迷う場合は町長寿介護課へご相談ください。

2. 報告方法について

(1) 電話による第一報

事故発生当日、又は翌日等の事故処理の区切りがついた早い段階で、事故発生・発見日時、利用者の氏名・年齢、受傷の程度・部位、家族やケアマネージャーへの報告状況等の事故の概要を電話にてご報告願います。利用者及び家族等との信頼関係を損なわないためにも報告は速やかに行ってください。

(2) 事故報告書の提出

事故原因の分析、再発防止策の検討等を行い、事故報告書の提出をお願いします。町ホームページに報告書参考様式を掲載していますが、記載内容が具備されていれば事業所で使用している様式で提出していただいても結構です。

事故報告書については 亙理町へ、死亡事故の場合は亙理町と仙台保健福祉事務所に併せてご報告願います。

3. 損害賠償について

運営基準では、「賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない」とことと、各事業所が万が一に備えて「賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと」とされています。賠償責任を問われる事態も考えられることから、事故原因の分析や、保険会社と相談し、利用者及び家族が不利益を被らないような配慮が必要となるため、万が一に備えての体制整備をお願いします。

介護保険事業者事故等報告書

報告年月日： 年 月 日

1 事業所	事業所（施設）名						
	事業所番号			サービス種別			
	報告者（職・氏名）			連絡先電話番号			
2 利用者 （対象者）	氏名			年 齢	性 別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
	保険者番号			被保険者番号			
	利用（入所）年月日	年 月 日		～	年 月 日 居室番号		
	身体状況等	要介護度			<input type="checkbox"/> 要介護5	<input type="checkbox"/> 要介護4	<input type="checkbox"/> 要介護3
					<input type="checkbox"/> 要介護2	<input type="checkbox"/> 要介護1	<input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 事業対象者
		認知症老人の日常生活自立度			<input type="checkbox"/> I	<input type="checkbox"/> IIa	<input type="checkbox"/> IIb <input type="checkbox"/> IIIa <input type="checkbox"/> IIIb <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M
障害老人の日常生活自立度				<input type="checkbox"/> J-1	<input type="checkbox"/> J-2	<input type="checkbox"/> A-1 <input type="checkbox"/> A-2	
			<input type="checkbox"/> B-1	<input type="checkbox"/> B-2	<input type="checkbox"/> C-1 <input type="checkbox"/> C-2		
	健康状態（疾病等）						
3 事故の 状況	発生日時	年 月 日		（ 曜日）	時 分		
	発生場所						
	事故の種別	<input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 捻挫・脱臼 <input type="checkbox"/> 打撲 <input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷 <input type="checkbox"/> やけど <input type="checkbox"/> その他の外傷 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 誤嚥・誤飲 <input type="checkbox"/> 誤薬 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> 感染症 <input type="checkbox"/> 結核 <input type="checkbox"/> 疥癬 <input type="checkbox"/> 自傷 <input type="checkbox"/> 利用者間のトラブル・暴力 <input type="checkbox"/> 無断外出 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	受傷程度等	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 要経過観察 <input type="checkbox"/> 要医療機関受診 <input type="checkbox"/> 要外来治療 <input type="checkbox"/> 要入院治療 <input type="checkbox"/> 死亡 ⇒ 死亡原因： 死亡日： 年 月 日					
	事故の内容	（発生時の状況、経緯、原因等を具体的に記載）					
4 事故時 の対応	対処状況						
	連絡状況	<input type="checkbox"/> 看護職員 <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 施設長 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> ケアマネジャー <input type="checkbox"/> その他（ ）					
5 事故後 の対応	利用者・家族への対応	報告説明日：	年 月 日		（ 曜日）	時 分	
		報告説明者：					
	損害賠償等の状況	説明内容等：					
6 事故の 再発防止	再発防止対策 （具体的に記載）						
		検討者	<input type="checkbox"/> 事故防止委員会による検討 <input type="checkbox"/> その他（ ）				

※ 「事故の内容」「再発防止対策」については、なるべく具体的に記載し、記載しきれない場合は別の用紙に記載の上添付してください。

亶理町指定介護施設における感染症等発生報告書

事業所名	報告年月日		年 月 日 ()			
事業所の所在地			電話			
法人名			FAX			
サービス種						
初発生日時	年 月 日		時 分頃			
受診状況	受診人数	人	受診医療機関名			
	検査結果	<input type="checkbox"/> インフルエンザ <input type="checkbox"/> 感染性胃腸炎(ノロウイルス等) <input type="checkbox"/> 疥癬 <input type="checkbox"/> 結核 <input type="checkbox"/> 腸管出血性大腸菌感染症(O-157) <input type="checkbox"/> レジオネラ菌 <input type="checkbox"/> 肺炎 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> コロナウイルス <input type="checkbox"/> その他()				
主な症状	<input type="checkbox"/> 嘔吐(人) <input type="checkbox"/> 嘔気(人) <input type="checkbox"/> 下痢(人) <input type="checkbox"/> 腹痛(人) <input type="checkbox"/> 発熱(人) <input type="checkbox"/> 咳 (人) <input type="checkbox"/> 発疹(人) <input type="checkbox"/> 皮膚の異常(人) <input type="checkbox"/> その他() (人)					
発症者数等 (報告時点)	サービス種		利用者数	利用者数の内	発症者数の内	
				発症者数	重篤者数	入院者数
	合計					
	従業者		勤務者数	勤務者数の内	発症者数の内	
				発症者数	重篤者数	入院者数
	職員					
	調理従事者					
	合計					
喫食状態	<input type="checkbox"/> 給食		発生前(直近)の施設の 行事等	<input type="checkbox"/> 誕生会 月 日		
	⇒ <input type="checkbox"/> 施設内調理 <input type="checkbox"/> 施設外・関連施設調理			<input type="checkbox"/> 運動会 月 日		
	<input type="checkbox"/> 残食有			<input type="checkbox"/> 入浴 月 日		
	<input type="checkbox"/> 検食有			<input type="checkbox"/> その他()		
施設の 対応状況	<input type="checkbox"/> 消毒の実施状況(月 日~)		<input type="checkbox"/> 感染症予防対策委員会等			
	⇒ <input type="checkbox"/> アルコール <input type="checkbox"/> 次亜塩素酸		⇒ 月 日			
	<input type="checkbox"/> 居室移動・隔離(月 日~)		<input type="checkbox"/> その他			
	<input type="checkbox"/> 外部接触制限(月 日~)		()			
保健所への 報告	<input type="checkbox"/> 報告済 <input type="checkbox"/> 未報告					

感染症の発生と経過状況			
日付	発生時の状況・ その後の経過	対処の方法	
		対応者	どのように対応したか

＜亙理町における事故発生データ＞

1. 事故発生場所等について

亙理町における令和3年度の事故報告件数は合計で26件となっています。

サービス種別については、特養やグループホーム等の比較的要介護度が高い利用者が使うサービス種の発生割合が高くなっています。

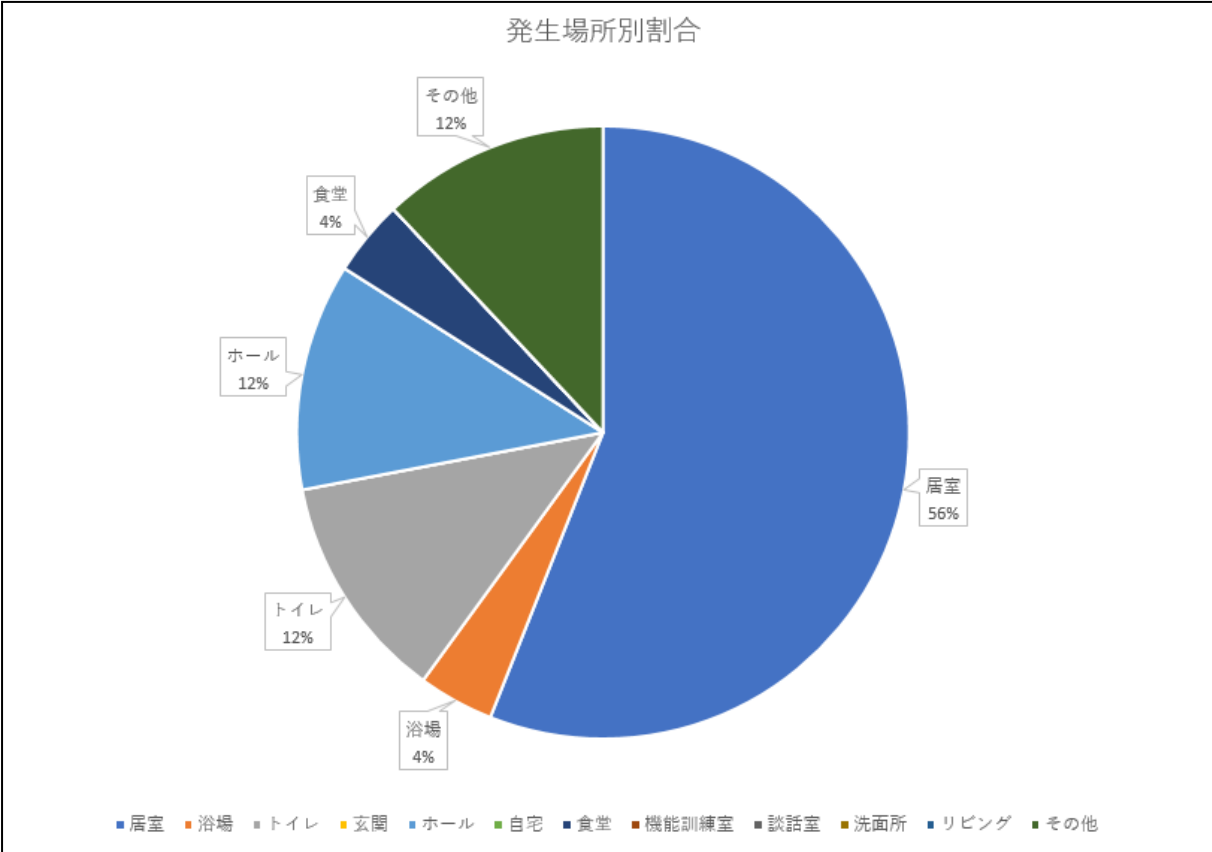
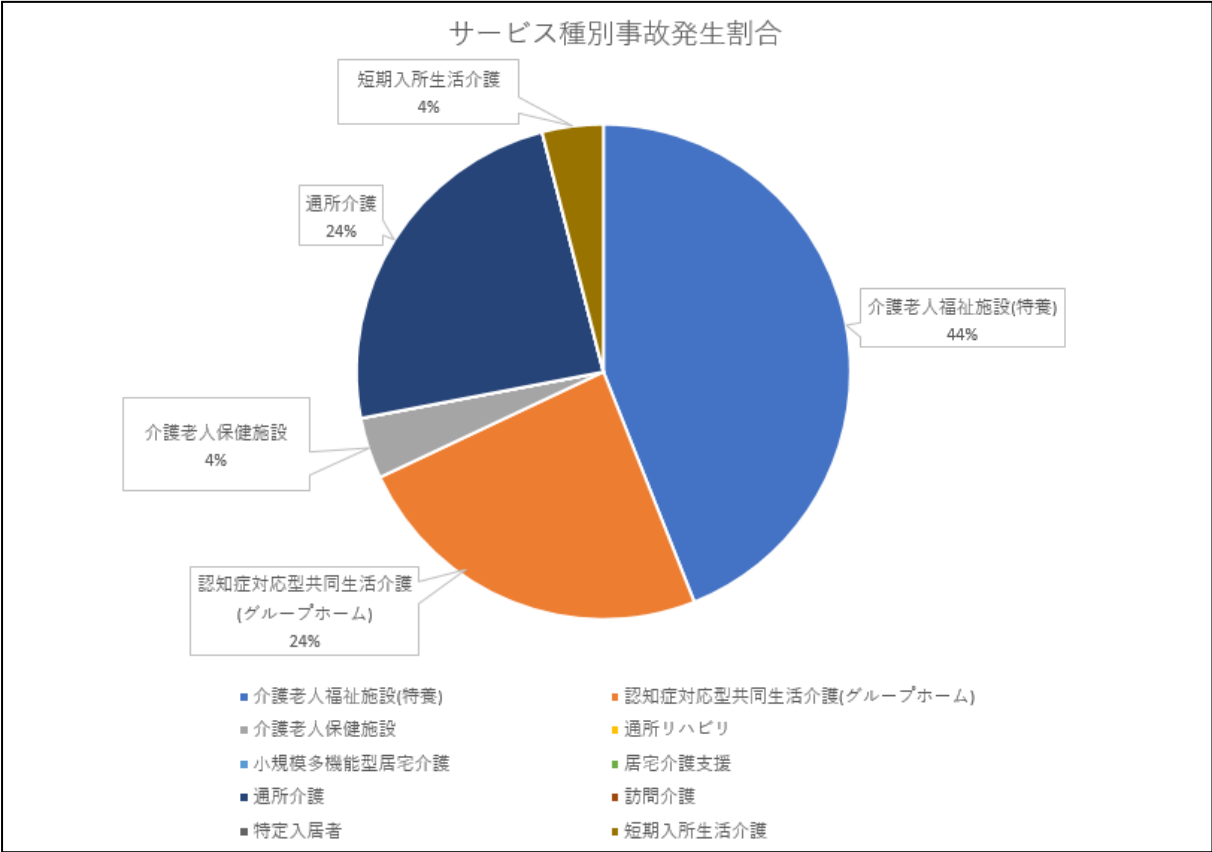
事故発生場所の傾向については、「居室」が56%と一番高くなっており、「トイレ」「ホール」が15%と続きます。居室やトイレ等の狭い密室だけでなく、広く自由に動くことのできるホール等も事故の起きやすい場所となっているため、居室を有するサービス種だけでなく、通所系サービス等においても事故の発生には十分にご注意願います。

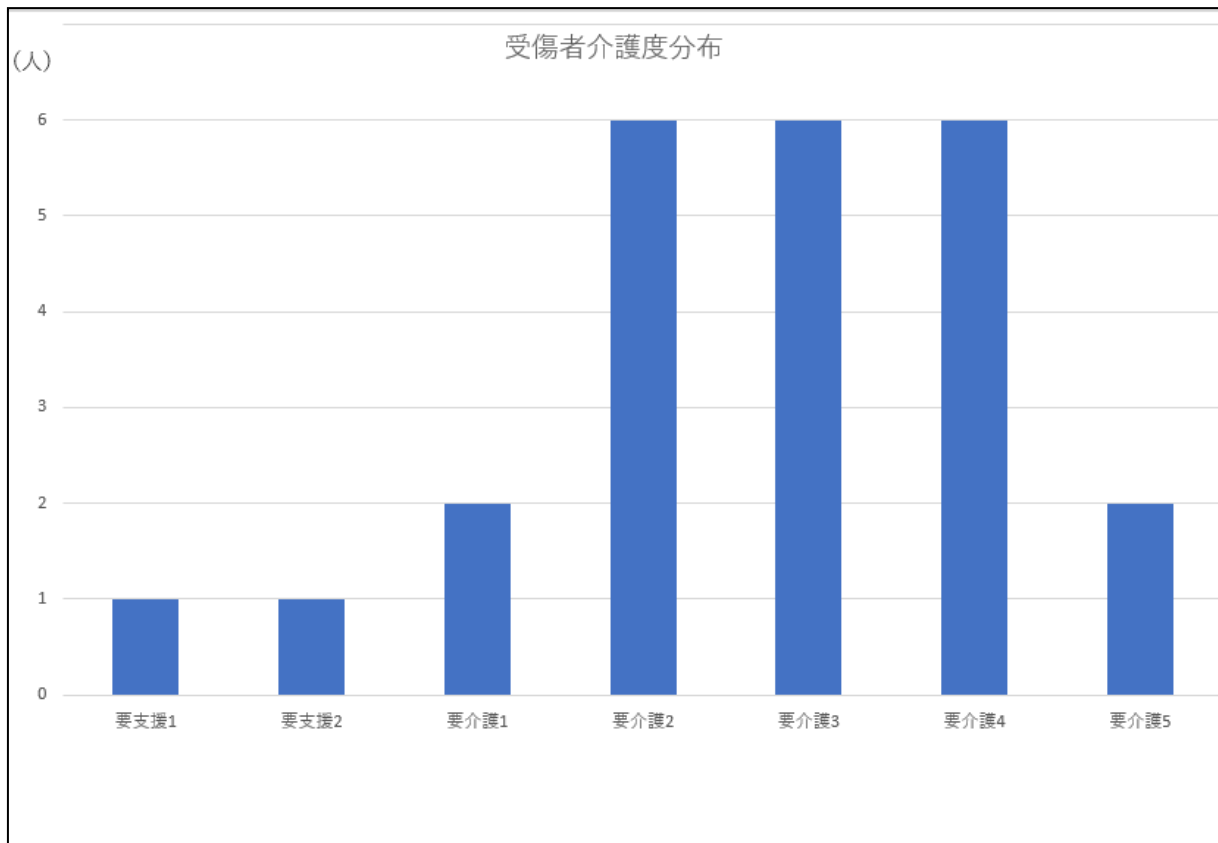
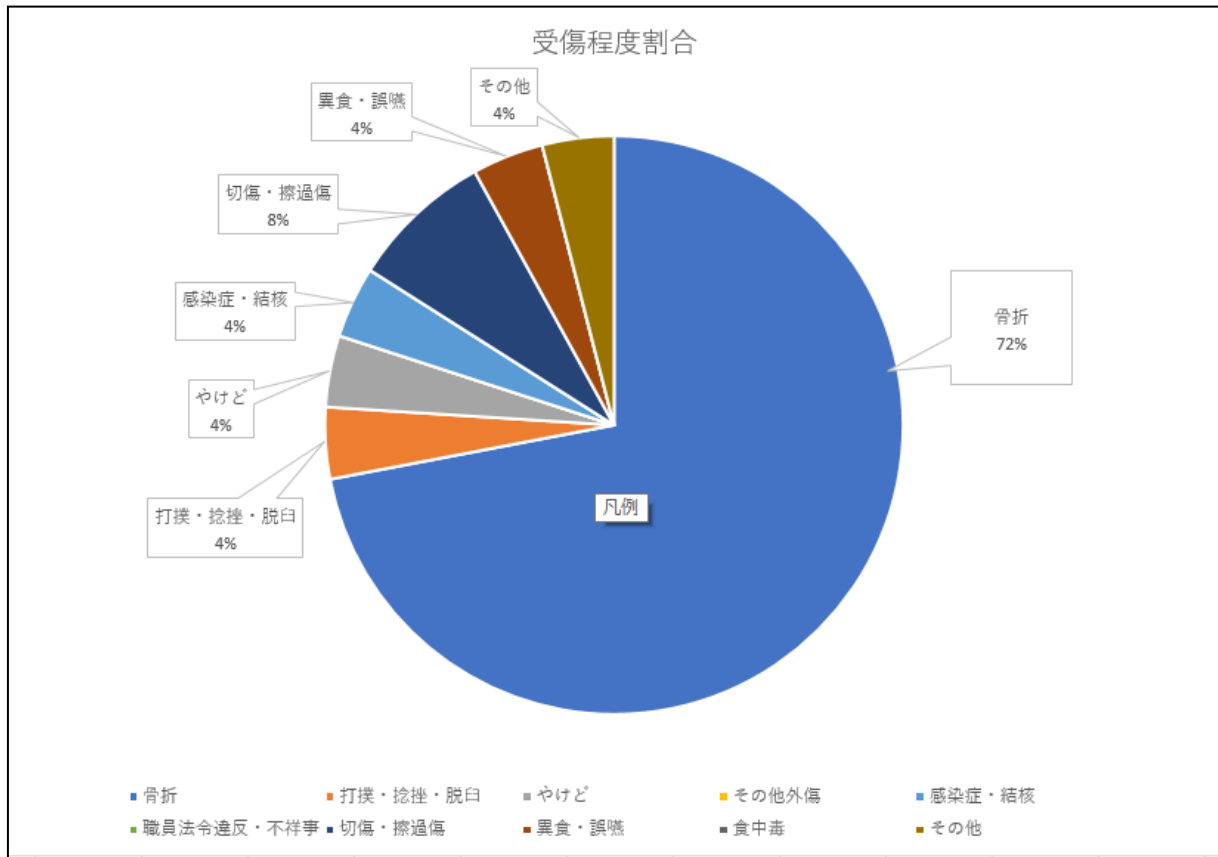
負傷内容別割合は「骨折」が72%と約7割を占めています。原因は転倒やベッドからの転落による骨折の報告が多くなっています。高齢者では骨粗鬆症にかかっている場合、すこし転んだ程度でも骨折することがあります。誤嚥は、件数自体は少数ですが、誤嚥が原因の窒息死亡事故も発生しておりますのでご注意ください。

介護度別事故発生件数は「要介護2」「要介護3」「要介護4」が同数となっており、比較的介護度の高い方の受傷リスクが高い傾向がみられました。

介護従事者は利用者の方へ介護サービスを提供している以上安全配慮義務を十分に果たさなければなりません。職員が目を離した際や夜間で職員が少数の時に居室で起こる事故等、防ぐことが難しい事故も存在します。防ぐべき事故とは、施設や事業者の過失のある事故のことを指し「やるべきことをきちんとやれば防げる事故」のことであり、防ぐことが難しい事故とは、「やるべきことをきちんとやっても防げない事故」になります。防ぐべき事故と防ぐことが難しい事故を明確に区分した上で、防ぐべき事故が起きないように綿密な対策を打っていくことが介護の事故防止活動の重要点となります。

起きた事故についての説明責任を果たせるように、介護サービスの質の向上を目指していただくようお願いします。





＜非常災害対策について＞

台風・豪雨等による洪水や土砂災害などの風水害は、毎年のように甚大な被害を引き起こしています。

過去には九州地方の熊本県などで記録的な大雨により、同県球磨村村内の川が氾濫したため、特別養護老人ホームが冠水して、入居者14名が犠牲になりました。また、静岡県熱海市で大規模な土石流が発生し、複数の住宅が流され、多くの犠牲者が生じました。

このように近年は「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早めの対策を講じなければなりません。

各施設において防災関係のマニュアルは各種用意されていることとは思いますが、有事の際に必要なマニュアルは揃っているか、どこに必要な物品があるか職員は把握しているか、情報は古くないか、施設の実態に沿ったものになっているか等の確認をお願いします。

防災情報等については亙理町ホームページに防災・安全情報を掲載していますので、そちらをご覧ください。

<https://www.town.watari.miyagi.jp/life/category/?category=106>

【業務継続計画（BCP）の作成について】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、令和3年度の介護報酬改定で、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等が義務付けられました。（※令和6年3月31日まで経過措置期間が設けられているが、早期策定が望ましい。）

厚生労働省のホームページに「介護施設・事業所における業務継続計画作成支援に関する研修」として、感染症、災害のそれぞれについて作成を支援するためのガイドラインやサービス種別ごとの計画書のひな型、業務継続計画についての研修動画が掲載されています。各事業所で作成、研修の参考としてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BCP）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。（令和2年12月11日作成。必要に応じて更新予定。）

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等



介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・BCPとは ・防災計画と自然災害BCPの違い
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項） 等



＜業務管理体制の整備について＞

1 介護保険法による義務付け（介護保険法 115 条の 32）

介護サービス事業者（以下「事業者」という）には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じ定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

まだ届出していない事業者は、速やかに届け出を行ってください。届出がない事業者は法令違反となるため、届出提出はされているか、事業所における法令遵守責任者は誰なのか等を今一度ご確認願います。

2 業務管理体制の整備に関する基準

（介護保険法 115 条の 32 第 1 項、介護保険法施行規則 140 条の 39）

整備すべき体制は、各事業者が運営する事業所等の数により次の①～③のとおり

①事業所の数が 20 未満の事業者

法令遵守責任者の選任が必要。

②事業所の数が 20 以上 100 未満の事業者

法令遵守責任者の選任＋法令遵守規程が必要。

③事業所の数が 100 以上の事業者

法令遵守責任者の選任＋法令遵守規程＋業務執行監査が必要。

<高齢者虐待防止について>

1. 高齢者虐待防止について

高齢者虐待等防止については、以前より各介護事業者に取り組んでいただいているところではありますが、令和3年度の介護報酬改定において、すべての介護サービスに対し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられました。

国の省令の改正に伴い亘理町の条例も改正しており、運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加する必要があります。経過措置期間が令和6年度まで設けられているため、それまでに高齢者虐待防止に係る体制の構築を行う必要があります。

【高齢者虐待防止に際し定めること】

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
 - ⇒委員会は定期的を開催すること
 - ⇒委員会の決定事項等は従業者に周知徹底を図ること
- ②虐待防止のための指針整備
- ③虐待防止のための研修を定期的を実施
- ④虐待防止のための担当者を置く
- ⑤運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加

2. 身体的拘束等の適正化の推進について

身体的拘束等の適正化を図るため、居住系サービス及び施設系サービスについては、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務付けるとともに、義務違反の施設は基本報酬が減額されることとなります。

身体的拘束廃止未実施減算については、事業所において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、指定地域密着型サービス基準第97条第6項の記録を行っていない場合、及び同条第7条に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。

具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。

又、緊急やむを得ない場合に該当する3要件（切迫性、非代替性、一時性）に該当し、施設全体で判断し、身体的拘束を行った場合においては、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならず、当該記録は条例により5年間保存しなければなりません。

虐待の主な種類	
身体的虐待	暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
心理的虐待	脅しや侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること
性的虐待	本人が同意していない性的な行為やその強要
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	必要な介護サービスの利用を妨げる、世話をしない等により、高齢者の生活環境や身体的・精神的状態を悪化させること

＜令和3年介護報酬改定にかかる変更事項について＞

令和3年4月に介護報酬が改定になり、それに伴い業務継続計画の策定や、感染症対策強化などが事業所に義務付けられました。下記に主な改正点を掲載しますので、改めて確認をし、必要に応じて運営規程の見直しなどをお願いいたします。

令和6年3月31日までは努力義務となりその後は取組が義務となる事項や、経過措置期間なしで既に対応が求められている事項がありますのでご注意ください。

項目	内容
感染症対策の強化 (令和6年3月31日まで努力義務)	感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を義務付ける。
業務継続に向けた取組の強化 (令和6年3月31日まで努力義務)	感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練等の実施を義務付ける。
高齢者虐待防止の推進 (令和6年3月31日まで努力義務)	虐待の発生及び再発防止のため、委員会の開催、研修を実施するとともに、これらを実施するための担当者を定めることを義務付ける。
無資格者の認知症介護基礎研修受講義務化 (令和6年3月31日まで努力義務)	医療・福祉関係の資格を有さない無資格者について、認知症介護基礎研修の受講が義務化される。
ハラスメント対策の強化 ※経過措置期間なし	介護サービス事業所の適切なハラスメント対策を強化する観点から、すべての介護サービス事業所に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策を求める。
会議や多職種連携におえるICT活用	運営委順において実施が求められる各種会議等について、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
質の高いケアマネジメントの推進（居宅介護支援事業所）	ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について、利用者に説明を行うことを新たに求めるもの。 ・「前6ヵ月間に作成したケアプランにおける各サービスの割合」 ・「前6ヵ月間の各サービスの同一事業所によって提供されたものの割合」
利用者への説明・同意等に係る見直し	利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書の利用者へ書面で説明・同意をおこなうものについて電磁的記録による対応を認める。
記録の保存等に係る見直し	介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、記録の保存、交付等について適切な個人情報取り扱いを求めたうえで、電磁的な対応を認める（町条例：保存期間5年）
運営規程等の掲示に係る見直し	利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、ファイル等の閲覧可能な形で備えおくことを可能とする。
避難訓練等における地域住民との連携	避難・救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めること。日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めること。
LIFEの活用とPDCAサイクルの推進	科学的介護情報システム（LIFE）を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。

＜重要事項説明書の記載事項について＞

介護保険サービス事業所においては、重要事項説明書に第三者評価の実施状況を記載することが必要となっています。第三者評価を実施していない場合においては、実施していない旨を記載しなければなりません。

○記載が必要なサービス種

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設

○重要事項説明書に記載する第三者評価の具体的な内容

- ・ 第三者評価の実施の有無
- ・ 実施した直近の年月日
- ・ 実施した評価機関の名称
- ・ 評価結果の開示状況 等

【第三者評価の実施状況の記載が必要になった理由】

利用者が適切なサービスの選択を行うことができるように、介護事業者は重要事項を説明する義務があります。「事業所が自ら第三者評価を受審し、サービスの質の向上や事業の透明性の確保に努めているか」ということは、利用者がサービスを選択する上で重要な判断事項となるため、重要事項説明書に記載し説明することが求められるようになりました。

質 問 票

事業所名： _____

担当者・連絡先： _____

※質問内容により、全体回答として周知する場合がありますのでご了承ください。

受講確認書

本事業所は、介護保険における各基準を遵守した運営を行うため、令和4年度亘理町集団指導の資料を用いて事業所内周知を行いました。

令和4年 月 日

サービス種： _____

事業所番号： _____

事業所名： _____

管理者名： _____

※確認書は、次のいずれかの方法により提出願います。

提出期限：10月31日（月）

◆E-Mail：fukushi3@town.watari.miyagi.jp

◆F A X：0223-34-1361

◆郵 送：〒989-2393 亘理郡亘理町字悠里1番地

長寿介護課介護保険班